

(別記様式第2-1号)

みやぎスマイルロード・プログラムに関する覚書

スマイルサポーターと大和町長と道路管理者宮城県仙台土木事務所長とは、みやぎスマイルロード・プログラム実施要領第7の規定により、道路の清掃活動等に関する覚書を次のとおり交換します。

(対象区間)

第1条 この覚書に基づく対象区間は、次のとおりとします。

道路名 国道457号

区間 大和町宮床地内(宮床大橋から1000m区間)

(活動期間)

第2条 活動期間は、平成21年10月21日から平成22年3月31日までとします。

なお、対象区間内で工事等の実施やその他の事由により活動が困難になった場合は、スマイルサポーター、大和町長及び道路管理者が改めて協議することとします。

(スマイルサポーターの役割)

第3条 スマイルサポーターは、上記区間の道路(歩道、路肩、緑地帯等)について、年間2回以上清掃作業を行い、常に道路を清潔で良好な状態にしておくよう、努めます。

(道路管理者及び市町村長の役割)

第4条 道路管理者及び大和町長は、スマイルサポーターの活動について綿密な連携をもって積極的に協力します。

(作業の安全)

第5条 スマイルサポーターは、清掃作業を行うに当たっては、法令を守り、自己責任において作業を行い、けが等をしないよう安全に十分注意します。

(ゴミの処分)

第6条 スマイルサポーターは、対象区間を管轄する市町村の分別方法に従って、回収したゴミ等を適正に処分します。

(市町村の協力)

第7条 大和町長は、スマイルサポーターの回収したゴミ等の処分等に協力します。

(緑化作業等)

第8条 スマイルサポーターは、緑化作業に伴い、新たに花壇を作り、フラワーポット等を設置し、又は樹木を植えようとする場合は、道路管理者とあらかじめ協議するものとします。

2 スマイルサポーターは、道路管理上その他やむを得ない事情により、スマイルサポーターが作った花壇、設置したフラワーポット又は植えた樹木等を除去する必要がある場合は、道路管理者の指示に従うものとします。

(表示板の設置)

第9条 道路管理者は、スマイルサポーターの希望がある場合は、スマイルサポーターの名称等を記載した表示板を、周辺の景観に配慮し、対象区間内の道路管理上支障のない箇所に設置します。

(保険)

第10条 道路管理者は、スマイルサポーターが作業中にけが等をした場合に対処するため、ボランティア傷害保険に加入するものとします。

(物品)

第11条 道路管理者は、スマイルサポーターの希望がある場合は、活動に必要な物品を道路管理者が定める支給基準により支給するものとします。

(事故等の報告)

第12条 スマイルサポーターは、清掃作業中に事故等が起こった場合は、直ちに道路管理者に連絡するとともに、様式1により道路管理者に報告するものとします。

(異常の通報)

第13条 スマイルサポーターは、区間内の道路及び道路施設の異常等を発見した場合は、道路管理者に通報するものとします。

(活動実績の報告)

第14条 スマイルサポーターは、活動期間終了日(第14条の規定により活動期間を延長した場合にあっては延長した活動期間の終了日)の属する年度の翌年度の4月末日まで

に、その前年度分の活動実績を様式2により、道路管理者に報告するものとします。

(契約の更新)

第15条 スマイルサポーターは、第2条に定める活動期間終了後に継続して活動することを希望する場合は、活動期間終了日までに様式3により道路管理者に届け出るものとします。

なお、この場合、覚書の内容に変更がないときは、スマイルサポーターの認定期間及び覚書の有効期間は、届出のあった希望期間まで延長するものとします。

(契約の解除)

第16条 道路管理者は、スマイルサポーターが覚書の解除を申し出たとき、スマイルサポーターが各条に掲げる義務を履行していないと認めるとき又はスマイルサポーターとしてふさわしくないと認めるときは、市町村長の意見を聞いた上で、スマイルサポーターの認定を取り消し、覚書を解除し、第9条に基づき設置した表示板を撤去することがあります。

(疑義の解決)

第17条 この覚書について、疑義又は定めのない事項が生じた場合は、スマイルサポーター、大和町長及び道路管理者が協議の上解決します。

平成21年10月21日

スマイルサポーター

住所 仙台市青葉区中山台3-13-17

氏名 株式会社 ファインテック

代表取締役 菅 谷 文 彦 印



大和町長

浅 野

元 印



道路管理者

住所 仙台市宮城野区幸町四丁目1-2

氏名 宮城県仙台土木事務所長

笠 松 春 雄 印

